

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団  
企業長職務代理者  
局長 前田喜代次

上水道規則第4号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則（昭和43年上水道規則第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「、経営戦略官」を削る。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。